【大阪市高齢者等在宅医療・介護連携に関する相談支援事業の概要】

在宅医療・介護連携推進事業

- ◆介護保険法の地域支援事業として平成27年4月から市区町村が中心となり地区医師会等と連携し、平成30年4月までに以下の事業項目すべてに取り組む。
- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- (工) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (力) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携



(ウ) (エ) (オ)を『相談支援事業』として 地区医師会等に委託して実施

《事業の目的》

高齢者等が疾病を抱えても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、医療・介護関係者等からの相談を受ける窓口を設置し、連携調整、情報提供等の支援を行うことにより、多職種間の円滑な相互理解や情報共有が行える体制を構築することを目的とする。

《事業の内容》

医療・介護関係者等からの相談を受ける専任の在宅医療・介護連携支援コーディネーター(以下「コーディネーター」)を配置した相談窓口「在宅医療・介護連携相談支援室(以下「相談支援室」)」を設置し、医療・介護連携関係者からの連携に関する相談、情報提供、情報共有の仕組みづくりや切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けた推進等の支援を行う。 また、多職種間の円滑な相互理解や情報共有が行える体制を構築する。

《事業実施の経過》

- ・平成27年8月~東成区においてモデル実施(東成区医師会が受託)
- ・平成28年8月~11区(北・都島・港・大正・西淀川・東淀川・東成・生野・旭・住吉・東住吉)において実施
- ・平成29年4月~11区(福島区・此花区・中央区・西区・浪速区・城東区・鶴見区・阿倍野区・住之江区・ 平野区・西成区)計22区 (こおいて実施
- ・平成29年10月~2区(天王寺区・淀川区)計24区すべてにおいて実施

「相談支援室」の体制と主な業務内容

《開設時間》

原則:月~金曜日(祝日・年末年始を除く)9~17時まで。

《実施体制》

最低1名のコーディネーターは、窓口開設時間内は本事業のみに従事。

相談に対する支援

・相談支援の対象…本事業の「支援」の対象は、**医療・介護関係者**。相談支援室では、医療・介護関係者からの連携に関する相談を受け、関係者間の調整や医療・介護サービスの

情報提供や調整等の支援を行う。ただし、実情に応じて住民からの相談に対応することもできることとしている。

・対象住民…介護保険第1号被保険者(65歳以上)、介護保険第2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者で特定の疾病に該当する者)。

《業務内容》

- ①医療と介護の「橋渡し役」
- ②医療・介護関係者や、関係機関との「顔の見える関係」の構築
- ③切れ目のない医療・介護の提供体制構築のための「医療・介護分野における 課題抽出と解決に向けた取組支援」
- ④医療・介護関係者のスムーズな「情報共有」の支援
- ⑤在宅医療・介護連携推進事業担当の区役所職員との連携

医療・介護関係者間の情報共有の支援

・医療・介護関係者が従来から使用している「情報共有ツール」があるか確認し 活用状況を把握、医療・介護関係者双方の意向を反映した内容や情報共有方法 になっているのか検討。

なければ「情報共有ツール」を作成、使用方法を周知。

会議・研修等への参加・関係機関との連携強化

- ・医療・介護関係機関の会議や研修、「地域ケア会議」等に参加し、地域の課題を 把握。
- 「相談支援室」の役割の周知。
- ・地域課題の共有化を図ることで「顔の見える関係」を構築。

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けた推進

・地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築に向けた推進。

〈在宅医療体制の構築・連携〉

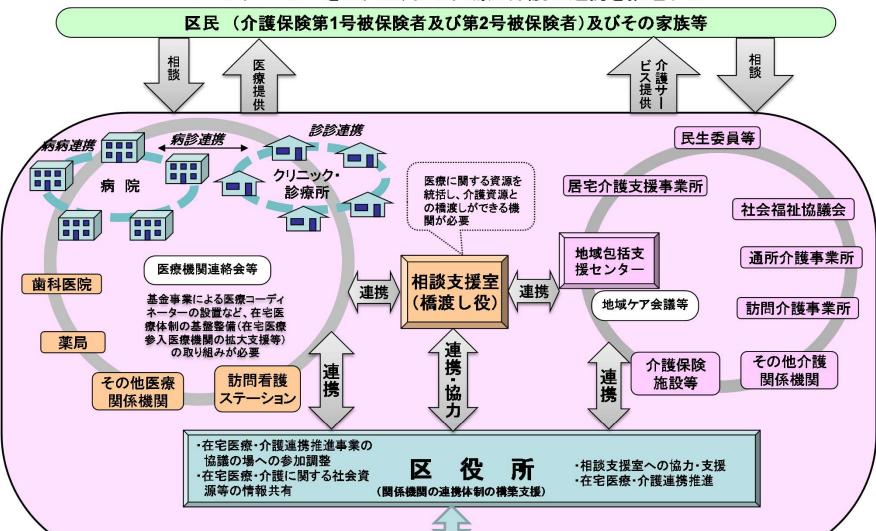
医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師等と各区の実情に合わせて連携。

〈医療と介護の連携構築〉

在宅療養を行う高齢者を支える医療・介護関係者等の多職種連携の支援(橋渡し役)を行う。

≪在宅医療・介護連携に関する『相談支援室』≫

~コーディネーターを配置し、在宅医療と介護の連携を推進する~



区役所後方支援、広域調整等

健康局

·「大阪市在宅医療·介護 連携推進会議」